

平成30年12月定例会 文教委員会の概要

日時 平成30年12月17日(月) 開会 午前10時 5分
閉会 午後 2時21分

場所 第8委員会室

出席委員 柿沼トミ子委員長
宇田川幸夫副委員長
清水義憲委員、須賀敬史委員、諸井真英委員、宮崎栄治郎委員、
木村勇夫委員、西山淳次委員、大嶋和浩委員、前原かづえ委員

欠席委員 なし

説明者 小松弥生教育長、小島康雄副教育長、
小澤健史教育総務部長、渡邊亮県立学校部長、松本浩市町村支援部長、
古垣玲教育総務部副部長、羽田邦弘県立学校部副部長、
芋川修県立学校部副部長、関口睦市町村支援部副部長、
佐藤裕之市町村支援部副部長、岡部年男総務課長、八田聡史教育政策課長、
清水匠財務課長、橋本強教職員課長、加藤健次福利課長、
日吉亨県立学校人事課長、上原一孝高校教育指導課長、
浪江治魅力ある高校づくり課長、小谷野幸也生徒指導課長、
栗原正則教職員採用課長、伊藤治也保健体育課長、
金子功特別支援教育課長、坂上節県立学校人事課学校評価幹、
馬場敏男小中学校人事課長、石井宏明市町村支援部参事兼義務教育指導課長、
金子隆生涯学習推進課長、横松伸二文化資源課長、吉野雅彦人権教育課長

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件名	結果
第124号	指定管理者の指定について(さいたま文学館)	原案可決
第126号	第3期埼玉県教育振興基本計画の策定について	継続審査
第130号	学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	原案可決

2 請願

議請番号	件名	結果
議請第15号	ゆきとどいた教育をすすめるための請願	不採択
議請第20号	高等学校における演劇鑑賞教室実施に関する請願のうち第1項	採 択

報告事項

障害者雇用の推進に向けた取組について

【付託議案に対する質疑】

清水委員

- 1 桶川地域文化振興共同事業体の構成企業は、それぞれどのような企業なのか。指定管理業務を役割分担すると思うが、どのように役割分担するのか。
- 2 現在の指定管理者である公益財団法人けやき文化財団が、今年度末で解散することだが、引継ぎはどのように行うのか。

文化資源課長

- 1 構成企業のうち、株式会社サイオーは主にビルのメンテナンスを、株式会社埼玉新聞社は新聞等の発行を、関東食糧株式会社は食料の卸売等の取引を行っている。役割分担として、サイオーはさいたま文学館の総合的な施設の管理を、埼玉新聞社はソフト面の事業を、関東食糧はレストランの経営を行うと聞いている。
- 2 今定例会で議決いただいた後、しっかりと引継ぎを行っていく。

木村委員

- 1 公益財団法人けやき文化財団が解散予定であることについて、公益財団法人が解散することはレアなケースであると思うが、解散の経緯について教えてほしい。
- 2 けやき文化財団に対し県は出資しているのか。同法人の解散が与える県への影響はあるのか。

文化資源課長

- 1 けやき文化財団の解散は、平成30年3月8日に評議員会で決定されたと聞いている。当該財団は、さいたま文学館のほか、桶川市民ホール、桶川市べに花ふるさと館の指定管理業務を行っている財団である。財団の運営は、指定管理者制度における指定管理委託料に依存しており、長期を見据えた人材の確保や育成、計画的な運営の見通しを立てることが難しい状況にある。同法人が果たしてきた役割は、民間事業者でも十分に実施可能であることから、解散することとなったという報告を受けている。
- 2 同法人は桶川市が出資する団体であり、県は出資していない。また、同法人の解散に伴う、本県への影響は特段ないものと考えている。

前原委員

来年度から指定管理者が変更されることに伴い、さいたま文学館で働いてきた人は、継続して働くことができるのか。

文化資源課長

財団の就職希望者に対しては、桶川市があっせんをしていくと聞いている。また、来年度からの指定管理者の意向として、現在の指定管理者の下で働く職員を優先的に雇用していくという提案がある。業務の継続性についても担保できると考えている。なお、4月以降、利用者に混乱が生じないように、業務の引継ぎには万全を期していく。

清水委員

日直・宿直手当とはどういうものなのか。時間外勤務手当は別途支給されるのか。

教職員課長

宿日直手当は、休日等の正規の勤務時間以外の時間に、学校職員が日直又は宿直勤務した場合に支給される手当である。時間外勤務手当は支給されず、この宿日直手当のみが支給される。

前原委員

- 1 給料表の改定では、初任給及び若年層に重点を置いて引き上げたとのことだが、新たに採用された職員について、何人くらいの職員が就職後どれくらいの期間で退職しているのか。
- 2 退職した理由は何か。

小中学校人事課長

- 1 公立小中学校の初任者については、平成29年度に19名が退職している。
- 2 公立小中学校の退職者の退職理由については、一身上の理由であると把握している。

県立学校人事課長

- 1 県立学校の初任者については、平成29年度に3名が退職している。
- 2 県立学校の退職者の退職理由についても、同じく一身上の理由であると把握している。

清水委員

資料2-2の2ページに、この計画の性格として、「教育行政の関係者はもとより、教育に関わる全ての人々が、教育の意義や方向性を共有しながら、これからの埼玉教育の未来を共に描き、創っていくための共通の指針としていきます」とある。この計画は、大変大事な計画であると感じた。この計画案の内容を確認したところ、しっかり書かれているとは思いますが、新しい課題や古くからある課題、私が考える課題の中で、書かれていないと思われるものがあつたので、5点ほど質問する。

- 1 第2期計画の進捗をどのように評価し、本計画にどのように反映させたか。また、9月定例会文教委員会での行政課題報告において、委員から幾つか意見が出たが、その意見は、どのようにこの計画案に反映されているのか。
- 2 資料2-2の29ページにおいて、「伝統と文化を尊重し、我が国と郷土埼玉を愛する態度を尊重し」との記載があるが、自国を愛する態度を尊重するためには、まず、自国の言語の習得、つまり、国語教育の充実が大切であると思う。このことについて、本計画に記載すべきと考えるが、どのように考えるか。
- 3 入学式、卒業式などには、式場に国旗を掲揚し、教職員の起立及び国歌斉唱することを徹底すべきであると思う。29ページにおいて「我が国を愛する態度を尊重する教育が大切」と記載している。教育を施す立場にある教職員が我が国を愛する態度を児童生徒へ示し、教える必要があると思う。そのことを本計画にもきちんと記載すべきと考えるがいかがか。
- 4 昨今、教職員による不祥事が後を絶たない中で、今年7月に県教育委員会では不祥事根絶アクションプログラムを策定し、取組を進めていると思う。本県教育委員会の取組の姿勢を広く県民に伝えるためにも、本計画において、同プログラムに関する記載や教

職員の不祥事防止に関する記載をすべきと考える。また、これについては、現状値や目標値なども書き込むべきと考えるがいかがか。

- 5 幼児教育について、子供たちへの教育は小学校に入学したときから始まるのではなく、幼児期から既に始まっていると考える。幼児期の家庭におけるしつけや家庭内での教育が将来の人格形成に与える影響は大変大きいものと思う。そのことから、科学的知見に立った幼児教育を研究し、小学校入学前の幼児期のしつけの重要性に触れ、家庭教育への支援を推進する施策について記載すべきと考えるがいかがか。また、この幼児教育について、親の学習などについては33ページや78ページに関連する内容があるが、35ページからの「豊かな心の育成」にも記載すべきと考えるがいかがか。

教育政策課長

- 1 資料2-2の3ページに記載のとおり、第2期計画の途中経過である平成29年度末において、25の指標が計画策定時から上昇しており、かつ、そのうち9の指標が目標達成をしている。このことから一定の成果を得ることができたと考えている。教員の働き方改革についてより具体的な記述をするべきであるという9月定例会文教委員会での委員からの御指摘を踏まえ、「施策18 学校の組織運営の改善」においてより詳細に記載した。

高校教育指導課長

- 2 国語教育は全ての教科の基本であるため、資料2-2の27ページ「『主体的・対話的で深い学び』の視点からの授業改善の推進」、28ページの「(イ)指導内容・指導方法の工夫・改善」及び「(エ)読書活動の推進」の中に盛り込む形で対応している。
- 3 本計画については、教育基本法や国の基本計画を参酌して定める形になっており、国の基本計画では国旗・国歌に関し具体的に言及はしていない。計画案の29ページで「伝統と文化を尊重する教育の推進」に取り組むこととしており、この中で国旗・国歌の重要性についてしっかりと指導できるものと認識している。また、学習指導要領においても、「入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとする」と明記されており、これに基づき教員に対し正しく指導している。

教育政策課長

- 4 資料2-2の63ページ「施策17 教職員の資質・能力の向上」において、教員の不祥事根絶、不祥事防止対策について記載している。具体的には、65ページの「(カ)指導が不適切である教員への対応」において厳正な人事管理を行うとしている。また、「(キ)教職員の体罰等禁止の徹底と服務上の問題への対応」において、服務上の問題に対して厳正な人事管理を行うとしている。本計画で定める指標は、KPIとして代表的に成果を測定するために設定しており、教職員の資質・能力の向上を図る観点では、112ページの「『主体的・対話的な深い学び』に関する研修を受講し授業を行った教員の人数」及び「協調学習マイスター認定教員が校内、校外において授業改善に係る研修等を行った回数」の両指標が、資質・能力の向上を図るための指標として適切であると考える。

義務教育指導課長

- 5 33ページの主な取組における「(ア)家庭や地域と連携した幼児教育の推進」に記

載のとおり、「3つのめばえ」という子育ての目安を作成しており、家庭教育や幼稚園、保育所等での活用を推進している。また、「(エ)幼児期の教育と小学校教育との円滑な接続」において、小学校との円滑な接続に向けて必要な配慮と工夫のポイントを記載した「接続期プログラム」を、家庭や保育所、幼稚園等へ周知している。

生涯学習推進課長

5 資料2-2の78、79ページにおいて、幼児教育について記載している。委員御指摘のとおり、家庭教育アドバイザーを活用するとともに、幼稚園等とも連携し、親の学習等を推進していく。

清水委員

見解の違いになるかと思うが、全体的に網羅して「こういうふう書いてあるから、これも含んでいる」との答弁があったが、実際には書いてないため、読む人によって記載はないと判断してしまう。例えば、国を愛することがどういうことなのかを教えるに当たって、国旗掲揚・国歌斉唱の徹底を記載するかしないかによって、児童生徒の学びに大きな違いが出てくるのではないか。国語教育についても、全ての教科は国語につながっているから、いろいろな取組の中に盛り込まれていると言われても、実際書かれていないため、私にはそういうふう読むことはできない。また、不祥事についても、本当に不祥事がなくなっているのか。指標の目標値はゼロであるべきだろうと思うが、年度ごとにどのくらいゼロに近づいているのかという指標はあった方が良いのではないか。また、家庭教育について、35ページからの「豊かな心の育成」に記載すべきではないかという質問に対する答弁がなかったと思うが、必要がないということだったのか。

これらを踏まえて、再度2点お聞きする。

- 1 不祥事について、現状値、目標値を入れるべきだと考えるがいかがか。
- 2 幼児教育について、豊かな心の育成にも記載するべきだと考えるがいかがか。

教育政策課長

1 この計画では153の主な取組について明記している。これら取組全てを指標化すると、県民に対する分かりやすさや、フォローアップの項目が大変多くなってしまいうなどの問題が出てくる。また、この計画の中で、不祥事防止に関して記載しているのは「施策17 教員の資質・能力の向上」であり、112ページにある2つの指標により、この施策の取組状況を把握することとした。

委員長

ただ今の執行部の答弁は、清水委員からの質問に対する答弁とは認められない。

先ほどから、この中に含まれているという答弁があったが、清水委員の質問はこれを記載した方が良いのではないかという質問であった。質問に対する答弁がずれている。この計画の中に文言として記載がないから記載した方が良いのではないかという質問に対して、答弁では「ここで読んでください」という答弁になってしまっている。清水委員が聞いているのは、読み込むなどの抽象的なものでなく、文言を書き込んだ方が良いという質問であった。改めて執行部の答弁を求める。清水委員、確認のため再度質問をお願いする。

清水委員

1 国語教育の充実について、計画に特筆しない理由は何か。

- 2 国旗掲揚及び国歌斉唱の徹底について、計画に特筆しない理由は何か。
- 3 「目標 豊かな心の育成」に幼児教育に関する内容を特筆しない理由は何か。
- 4 不祥事の防止について、埼玉県教職員は現在何件の不祥事を起こしているのか。例えば、去年は10件であったが、今年は5件となり半分になった等、現状値や目標値等を計画に指標として設定できないのか。

高校教育指導課長

- 1 高等学校においては国語のほか英語、地歴公民など様々な教科がある。他の教科とのバランスもある中で、あえて国語教育を充実させるということは明記していない。しかし、全ての教育活動の基本になる教科であるため、この計画においては、先ほど答弁した内容で対応していく。
- 2 教職員の教育活動の大前提となる学習指導要領解説編で「入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとする」と明記されている。国旗・国歌に対する正しい認識を持ち、教員がそれに基づいて指導することは大前提であり、当たり前の事であることから、本計画で明記はしていない。

義務教育指導課長

- 3 「施策5 人格形成の基礎を培う幼児教育の推進」は、幼児教育の推進について特化して記載している。その中で、小学校入学までに子供たちに身に付けてほしいこと、例えば、生活や他者との関係、興味・関心、心の教育などをまとめた「3つのめばえ」の活用の促進について記載している。

教育政策課長

- 4 この計画は、国の教育振興基本計画を参酌して定めるものであり、参酌すべき国の教育振興基本計画には、教職員の不祥事の件数に関する数値の記載はない。また、現行の第2期計画を継続した計画であり、第2期計画においても教職員の不祥事に関する指標は設定していない。また、「施策17 教職員の資質・能力の向上」において、教職員の服務上の問題への対応について記載している。これらの施策や目標の進捗状況を把握するため、指標を別に設定しており、不祥事防止に関する指標を書き込むことは必ずしも適切ではないと考えている。

須賀委員

- 1 中学生の進路指導、進路決定に関することについて、この計画の中で記載があるのか。
- 2 中学生の進路指導、進路決定において本県の教職員はどのように関わっているのか。

義務教育指導課長

- 1 「目標 自立する力の育成」「施策11 キャリア教育・職業教育の推進」の中で、キャリア教育・職業教育の推進という形で記載している。
- 2 中学校においては、教員が適切に進路指導していると認識している。具体的には、保護者等の意見等、希望等も十分に踏まえながら進路指導を行っている。また、入学試験を受ける高校だけでなく、その先の将来における職業選択や、将来の夢なども踏まえながら、日々の教科の指導の中で子供たちに進路指導を行っている。

須賀委員

今答弁いただいたことは確かに大事なことだが、まずは高校に入学させなければいけない。高校に進学させなければいけないというときに、学校の先生よりも、例えば学習塾や保護者が大きな役割を果たしているという話を聞く。実際に色々な書類を持って保護者が高校に行き、確約をもらうとか、塾を通して何らかの手続きをするという話も聞く。その実態を教えていただきたい。

義務教育指導課長

保護者が子供と一緒に私立高校に訪問して進路相談をするということは実際に行われている。確約をもらう等とは認識しておらず、進路相談をしていると認識している。その上で、中学校では保護者や子供たちの意向等を十分踏まえながら、進路相談を行っている。なお、公立高校では、私立高校のような学校を訪問して進路について相談することは行っていない。

須賀委員

高校進学については、学習塾や保護者が大きく関わっている。保護者は、自分の子供の進路の選択だから大きく関わるのは当たり前かと思う。自分のときのことを思い出してみると、私の頃はあまり保護者が関わっていなかったと思う。学校の先生と三者面談はあったが、その先に関しては、「このくらいの成績で、このくらいの偏差値であれば、この学校が良いのではないかと」と、先生とやり取りをしながら学校を決めたような記憶がある。進路相談のやり方は、今は少し変わってきているようだが、それは全国的に変わっているのか、それとも埼玉県だけが他県とは違ったやり方なのか、教えていただきたい。

義務教育指導課長

進路指導については、本県に限らず全国的にそのような形で実施されていると認識している。

須賀委員

そうであるならば、計画案における進路指導に関する記載内容が不十分であると思う。高校への進学に向けた進路指導に関する記載が少ない。高校生の進路指導について27、28ページに記載があるが、中学生の進路指導に関する記載について、例えば、業者テストや校長会によるテストなどを活用して、学校や教職員が責任を持って進路指導を確実に行うという記載があるべきと考えるがいかがか。

義務教育指導課長

委員御指摘の内容については、49ページの「施策11 キャリア教育・職業教育の推進」「ウ 主な取組」の(ア) cにおいて「適切な進路を主体的に選択できるよう、生徒と保護者から信頼される進路指導を推進します」と記載しており、この中で対応していく。

須賀委員

今の答弁については、業者テスト等を活用し、学校や教職員が責任をもち、主体的に進路指導を行うことは、明記しないということと受け止める。

次に、教科書採択に関する内容である。15ページの「4 取り組むべき課題」に、「社会の激しい変化に対応していくためには、どのような時代にあっても身に付けておくべき

基礎的・基本的な力」と記載がある。29ページの「施策3 伝統と文化を尊重しグローバル化に対応する教育の推進」「ウ 主な取組」「(ア) 伝統と文化を尊重する教育の推進」において「我が国に対する誇りを育む教育を推進します」とある。このような記載があるということは、基本的・基礎的なもの、つまりしっかりとした日本の歴史観をもっていなければならないということだと思ふ。史実に忠実で、日本に誇りを持ち、正しい歴史認識を持つことができる教科書を採択しなければいけないということだと思ふ。この教科書採択については、これまで文教委員会でも色々な議論がなされているところである。自虐史観や偏ったイデオロギーに基づく教科書は使ってはならないということは共通認識であると思ふ。正しい歴史認識を持つことができる教科書を採択することについて、計画案に記載がない。記載すべきであると思ふがいかがか。

義務教育指導課長

公正かつ適正な手続きで教科書を採択することは大変重要なことであると思ふ。しかし、教科書の採択については、法律又は文部科学省から出ている通知に基づいて行うものであり、本県の施策を体系化する教育振興基本計画に位置付けることは適切でないと思ふているため、記載していない。国の教育振興基本計画においても、同様に教科書採択に関する記載はない。

須賀委員

次に、障害者雇用の水増し問題については、社会的な問題になり、県教育委員会では障害者雇用推進委員会、障害者雇用検証委員会が設置され、調査検討が行われていると思ふ。検討・検証結果に関する記載が計画に記載されていないと思ふがいかがか。

教育政策課長

53ページの「施策13 障害のある子供への支援・指導の充実」の一番下の段落で「障害のある教職員が身近で働いていることは、障害のある人に対する児童生徒の理解が深まるとともに障害のある児童生徒にとってロールモデルとなるといった効果が期待される。このようなことから、学校における障害者雇用の推進していく必要があります」という記載を追加し、55ページでは、主な取組として、障害のある人に対する児童生徒の理解という切り口で、「(ウ) 障害者雇用の推進」に向けた取組を記載している。一方、66ページの「施策18 学校の組織運営の改善」「ア 現状と課題」において「障害のある教職員の働きやすい環境づくりを進め、障害者雇用の推進する必要があります」と学校の組織運営の切り口から記載し、68ページで「(カ) 障害者雇用の推進」に向けた取組を記載している。

須賀委員

15ページにおいて、この計画の総論としての取り組むべき課題が記載されている。本県の教育の現状を踏まえ、取り組むべきことを記載する部分である。しかし、現在の記載内容は、第2期計画と大きな違いのない内容である。障害者雇用の水増しは社会的な問題となり、本県の教育行政においても大きな問題である。障害者雇用に関する内容について、この取り組むべき課題の部分に明記すべきではないか。これは、障害者雇用だけでなく、清水委員から質問のあった教職員による不祥事についても同様である。この計画において学校応援団の活動を支援するとあるが、教育行政に対する信頼がなければ、学校応援団として協力してくれないと思ふ。計画の総論における取り組むべき課題の部分に、障害者雇

用や教職員の不祥事に関することを記載すべきと考えるがいかがか。

教育政策課長

委員御指摘のとおり、15ページ以降の取り組むべき課題において、障害者雇用に関する事項について明記していない。16ページの「エ 教職員の資質・能力の向上」の「優秀な教職員の確保や教職員研修の充実、服務上の問題への対応、学校における働き方改革の推進など」の中に解釈として入っているが、明記していないことは事実である。この教育振興基本計画は、執行部が議案として内容を決定し、提出したものであるため、なぜ書き込んでいないのかという質問に対する執行部の考え方は答弁できるが、書き込むべきではという指摘に対して「御指摘を踏まえて書き込みます」と答弁することは難しいと考える。

大嶋委員

- 1 グローバル化が進む中で、自分の地域や埼玉県の歴史・伝統文化について理解を深めることは重要である。104ページの地域の歴史や自然への関心に関する指標値が、小学5年生が約7割であるのに対し、中学生はそれよりも低い数値となっている。この指標を立てるに当たってどのように現状を分析したのか。また、目標値の達成に向けて、どのように取り組んでいくのか。
- 2 「施策27 文化芸術活動の充実」について、知事部局と教育委員会とがそれぞれで取り組んでいて、重複している部分があるのではと感ずることがある。どのように役割分担や連携、協働をするのか。

義務教育指導課長

- 1 小中学校では、各教科や総合的な学習の時間などで、地域の歴史や自然等を取り上げて学習しているところである。県内の文化財や、国の伝統文化を取り上げた教材を授業の中で生かすため、来年度は「指導・評価資料」の中にその教材等を盛り込み、各学校で活用していきたいと考えている。このような取組を通じて小中学校それぞれの指標の達成に向けて努めていく。

文化資源課長

- 2 県の文化芸術振興計画は、知事部局の文化振興課が中心となり、教育委員会も関わりながらまとめたものである。教育委員会の事業として、地域文化事業や県展、芸術文化祭などを各市町村等とも連携、協力しながら実施しているところである。オリンピック・パラリンピック関連では、文化事業のbeyond2020プログラム認証などを通じて、教育委員会としても県内の芸術文化振興に一層力を入れていく。

前原委員

- 1 69ページ以降の「施策19 魅力ある県立高校づくりの推進」に記載のある高校の統廃合について、9月定例会文教委員会での行政課題報告や共産党の一般質問に対する答弁を踏まえると、表現や考え方がおかしいのではないかと。9月定例会文教委員会で説明した計画案から文面が変わっていないことについて考え方を伺う。
- 2 県民コメントの実施に当たり、どのように県民へ周知したか。寄せられた意見は何件あったのか。また、意見をどのように計画に反映させたのか。
- 3 24ページ以降に学力テストについて記載があるが、児童生徒の点数を上げるために、

過去の学力テストの問題を一週間に何回も繰り返し解かせ、そのためにほかの授業や行事がつぶれ、正に子供がモノのように数値によって振り分けられていると聞く。子供を振り分ける学力テストについて計画に記載することは止めるべきである。先ほどの答弁の中で、初任者が平成29年度に19人も辞めているという話があったが、そのような深刻な状況にきちんと対応していくための計画にすべきと思うがいかがか。

魅力ある高校づくり課長

- 1 計画案では、6学級を下回るような小規模な学校を機械的に統合するという趣旨ではなく、地域性を考慮した上で様々な状況を把握しながら、教育環境の整備を進めるという方向性を示している。これは9月定例会における教育長答弁のとおり、地域の教育力の維持に配慮しつつ、生徒にとってより良い学習環境を整備する観点から、県立高校の再編整備を丁寧に進めていくという趣旨である。この趣旨に基づいて計画案に記載している。

教育政策課長

- 2 県民コメントの実施については、教育委員会のホームページやSNSによる周知を行った。県民コメントは9月11日から10月10日までの1か月間実施し、26人の方から79件の御意見を頂いた。頂いた御意見のうち8割は、意見の趣旨を計画へ反映させた。例えば、「特別支援学校を計画的に整備すべきである」との御意見を頂き、施策13に文言を追加した。そのほか、障害者雇用を推進すべきとの御意見や、教員の働き方改革について具体的に記載すべきとの御意見を頂き、計画へ反映させた。

義務教育指導課長

- 3 学習内容の定着や学力の伸びを把握し、それを子供たちの学力の向上に結び付けていくという趣旨で、学力テスト、学力・学習状況調査を実施している。この趣旨から、学力テストは、子供を振り分けるという目的の調査ではなく、子供たちの学力向上に結び付けていくものであり、市町村の教育委員会や各学校に御理解いただき実施している。また、先生方への負担については、4月の同時期に国の調査と県の調査を実施するため、先生方に負担を与えていると感じる。しかし、国と県それぞれのテストの目的、性質が異なる調査であるため、市町村や学校に対し丁寧に説明を行い、御理解を頂き実施しているところである。

前原委員

- 1 県民コメントの意見が反映された箇所として、特別支援教育の該当部分は分かったが、特別支援教育以外の該当箇所はどこか。
- 2 県民コメントの意見で趣旨が計画に反映されたのが8割とのことだが、それ以外にどのような意見があったのか。また、それらに対するスタンスを聞きたい。
- 3 学力テストについて、現場の先生方に負担を与えていると感じるという発言があった。学力テストの時期は4月だが、この時期は春休みであり、子供たちは宿題漬けで先生方も新学期の準備と学力テストの準備で大変というのは如実に分かっていると思う。学力テストの準備で先生も生徒も拘束され、また、自由な春休みを過ごすことができないということへの認識はどうなっているのか伺う。
- 4 県民コメントの募集が1か月と短期間だが、第2期計画策定時と比較してどうか。

教育政策課長

- 1 障害者雇用について、「施策13 障害のある子供への支援・指導の充実」の「ア 現状と課題」に追加して記載するとともに、「ウ 主な取組」に「(ウ) 障害者雇用の推進」を追加して記載した。また、「施策18 学校の組織運営の改善」の「ア 現状と課題」に「障害のある教職員の働きやすい環境づくりを進め、障害者雇用を推進する必要がある」と記載するとともに、「ウ 主な取組」に「障害者雇用の推進」を再掲して記載している。学校の働き方改革の推進について、従前は「学校における働き方改革を推進する」との記述のみであったが、より詳細な記載に変更した。
- 2 県民コメントの意見に対する反映状況は、公表する際にA～Eに分けて意見の採用について判断している。Aは反映を採用したもの、Bは反映済みのもの、Cは今後の実施に当たって参考にしていくもの、Dは反映できないもの、Eはその他である。今回の県民コメントについては、このA、B、Cに該当するものが8割あった。
反映しなかったものは、働き方改革について「働き方改革は児童生徒との時間を妨げ、本末転倒である」という御意見や、教員の資質向上について「人事評価を教職員の給与に反映させることは反対である」という御意見があった。なお、第2期計画策定時には、A、B、Cに該当するものが47.3%であった。そのため、おおむね半分の意見を反映し参考にした。
- 4 第2期計画の際には、平成25年9月3日から10月2日までの30日間で県民コメントの募集を行った。これは今回と同様の期間である。

義務教育指導課長

- 3 4月に学力調査を実施する理由は、前年度までの子供たちの学習の状況等を把握するためである。このことについては、市町村の教育委員会、各学校において御理解を頂いているものと認識している。

諸井委員

- 1 先ほどから、委員からの指摘に対して、既存の文章に解釈として含まれているという答弁が多い。埼玉県教育の基本的指針として、教育現場における問題や課題をどのように計画に反映させていくかを考えなくてはならない。国の言うことだけをやっているのでは、埼玉の教育は良くなれないと思う。教育は、これから社会に出ていく子供を作っていくものである。社会の現実を踏まえない教育を受けて、社会に出すことは子供を不幸にするとと思う。国の計画を踏襲することが必ずしも適切ではないと考えるがいかがか。
- 2 道徳教育について、保護者向けの教材として「彩の国の道徳」を作成しているが、「知らない」という意見や「配布されたかもしれないが見たことがない」という意見がある。予算をかけて教材を作っても、対象である保護者が知らなければ意味がない。このような施策が多いように感じるがいかがか。
- 3 グローバル人材を育成する中で、子供たちは教科書で学んで世界に出ていくと思う。世界に出ていったときに、日本の立場や状況が分からず、子供たちが困るということを懸念しないのか。埼玉県として、どのような子供を育てていくのか。

教育政策課長

- 1 大変重要な御指摘を頂いた。この計画は法律により国の計画を参酌するとなっていることは事実である。一方で、有識者会議において「埼玉教育がこれまで培ってきた強み

を生かす計画にする必要がある」という指摘を受けた。計画検討過程では、国の計画に沿った部分があったが、有識者会議の指摘を受けて、例えば学校応援団や埼玉県学力・学習状況調査、協調学習などの埼玉独自の取組を生かし、発展させていくことを大きな方向性としている。

100ページの「(2)各年度における重点施策の策定」に記載のとおり、本計画は行政計画であり5年間で取り組むべき事項を整理し記載しており、様々なインプットを網羅的に記載している計画となっている。一方で、現実を踏まえてどのように実施していくかについては、PDCAに基づく政策マネジメントサイクルをしっかりと回し、実態に合った行政を実施していくよう努めていく。つまり、現実とマッチしていない部分は、毎年行うPDCAサイクルを利用し、修正しながら進めていく。

義務教育指導課長

- 2 「彩の国の道徳」が保護者に浸透していないことについては、課題と捉えている。「彩の国の道徳」は小学校に入学する1年生の保護者に配布をしている。例えば、1年生の入学後の最初の保護者会や学級懇談会等で、この彩の国の道徳を使って保護者にしっかりと説明をし、家庭教育の協力を求めるなど、配布や活用の仕方を工夫して保護者に浸透するよう取り組んでいきたい。
- 3 グローバル人材の育成と伝統文化を尊重する態度の関係については、29ページで「施策3 伝統と文化を尊重しグローバル化に対応する教育の推進」を掲げている。主な取組を推進することで、伝統と文化を尊重し、グローバル化の進展に対応できる児童生徒を育成していく。

諸井委員

取り組んでいることは分かるが、実際にそうになっていないためどうすべきかを計画に書かなくてはいいのではないかと。総論として書いているからいいのではなく、具体的に達成するために何をするのかという部分が物足りなく感じる。国旗掲揚・国歌斉唱など我が国を愛する態度を尊重することについて教えているのであれば、大人からその姿勢が見えるはずだが、それが見えないのは教育がうまくいっていないということである。国旗掲揚・国歌斉唱が徹底されていない国は日本以外にはない。このような人材を世界に出せば、日本人はおかしいと言われる。国の計画に基づいているからいいのだという姿勢でよいのか。

教育長

委員御指摘のとおり、うまくいっていないことだらけの状況であると思う。それは、全てのことについて目標達成できていないからであり、100%に至っていないのが現実である。この計画は、教育関連の施策を網羅的、総花的に記載することで、夢と希望をもって語りたいと考えている。実施していくのは行政であるが、県民や地域の方、各種団体の方による力添えがなくては実行していけないため、夢と希望を語ることに意を用いている。委員から御指摘いただいた一つ一つのことをどこまで詳しく書くかについては、判断の問題があると思う。9月定例会で御議論いただいたことや県民コメントでいただいた意見を踏まえて、それまで詳しくなかった部分を詳しく書いたところもある。教育委員会で議決を受けて議案として提出しているのだから、頂いた御意見は実行段階できちんと対応していきたいと考えている。

諸井委員

もう一点確認するが、国旗・国歌や伝統教育をしっかりと取り組むことは、記載している文章に含まれているという答弁であったが、それをどこまで書くかは判断によるものである。例えば、グローバル化に対応するとなると英語教育や、外国語教育などが前面に出てくる。ALTの配置や、英語教育に割いている予算や時間に対して、国旗・国歌や伝統文化を教えるために割いている予算や時間が全然違うと思う。考え方にもよるが、予算や時間、人の配置など一方は大きく、もう一方が小さいという状況の中で、両方しっかりやっているとと言われても違和感がある。教育に係る予算や時間、人等のバランスをどう考えているか。

教育長

割いている予算をどのように計上するかは非常に難しい。伝統文化や地域や郷土を愛する態度を養う教育については、全ての教科の中でやっていると思う。そのため、学校にかけている予算のかなりの部分がそこに割かれていることになる。例えば英語に関して、小学校の英語教育の授業数が増えるということになれば、教員を増やすとかALTについてもネイティブの指導が必要だということで上乘せすることになる。御指摘の伝統文化等については、いろいろな教科の基盤のところでもしっかりとっており、今後もしっかりとやらなければならないものとする。

【付託議案に対する討論】

前原委員

これまでさいたま文学館で働いてこられた地域の方たちの培ってきた力があると思うので、継続して働くことができるようお願いしたいことを申し添え、第124号議案に賛成する。

教職員の働き方が社会問題化し、教職員の仕事はブラック化しているとも言われている。せっかく教員になったにもかかわらず退職してしまうことや、教職員希望者が落ち込んでいることは、教員の長時間労働の問題と無関係ではないと思う。教員の待遇改善は待たない。今回の給与改定は引上げ額としては不十分であるが、教職員の労働環境の改善の一つとして速やかに実行してもらいたいことを申し添え、第130号議案に賛成する。

【第126号議案を閉会中の継続審査とすべきものとすることを求める動議についての説明】

須賀委員

第3期埼玉県教育振興基本計画は、平成31年度から5年間の本県教育の基本理念や基本目標、施策体系など根幹を定める重要な基本計画であるため、慎重に審査をしなければならない。委員会での審議を通じて障害者雇用水増し問題を受けて設置した障害者雇用検証委員会及び障害者雇用推進委員会における検証や検討が終了しておらず、その検証及び検討の結果を本計画に反映させるべきであるほか、本計画の記載内容に欠落している点や不足している点、追加すべき点が明らかになったことから、更なる審査が必要である。さらにより良い本県の計画を作り上げるためには、今会期中で結論を出すことは困難であるので、継続審査とすべきものとするを求める。

【第126号議案を閉会中の継続審査とすべきものとするをを求める動議に対する質疑】
なし

【第126号議案を閉会中の継続審査とすべきものとするをを求める動議に対する討論】
木村委員

いろいろと議論がなされ、意見も出されたところではあるが、第3期埼玉県教育振興基本計画案は、今後5年間の埼玉教育のビジョン、骨格を示すものである。細部においてはいろいろと御意見もあるかとは思いますが、基本計画としての本質的な部分は、この基本計画案で良いと考える。あとは、実行段階の中で実施していただきたいと思う。よって、本動議に反対する。

清水委員

本動議に賛成の立場から、発言する。第126号議案の第3期埼玉県教育振興基本計画は、平成31年度から5年間の本県教育の基本理念や基本目標、施策体系などの根幹を定めるものであるため、慎重に審査する必要がある。教育を取り巻く社会の動向、国の動向、県5か年計画、第2期計画の成果と課題などを踏まえ、本県の教育をどのように進めていくべきか、また、策定された計画を教育現場の実務にどのように反映し、着実に推進していくかを検討する必要がある。本委員会で指摘のあった様々な質問や意見について、継続審査にすることで生まれる時間を使って、新たな議論をしていくべきである。したがって、本動議に賛成する。

前原委員

自民党会派からの文言を入れるべきという提案の中には、賛同できないものがある。また、我が党は、このような県の基本計画を議会の議決事件とすることは、行政の執行権の侵害につながるおそれがあるとして反対してきた。今回の事態は、まさしく行政の執行権の侵害であり、本動議に反対する。

【請願に係る意見（議請第15号）】

諸井委員

議請第15号に対し、不採択を求める立場から発言する。まず、第1項の教育予算については、厳しい財政状況の中ではあるが、執行部において、様々な教育課題のため、必要な教育予算の確保に努めていると認められる。次に、第2項及び第3項については、国の教職員定数改善を活用し、増員を図ってきたことが認められる。第4項の教育費の保護者負担の軽減については、市町村においては、就学援助制度を実施するなど適切に取り組んでおり、県においても、高等学校等奨学金制度や奨学のための給付金制度を実施するなど、必要な措置を講じていると認められる。第5項の障害児学校の教室不足の解消については、平成33年4月の開校を目指し、戸田翔陽高校敷地内に、(仮称)県南部地域特別支援学校の整備を進めているほか、更なる対策についても検討を進めており、必要な措置を講じていると認められる。以上、本請願の各項目に対し、いずれも適切な対応が既に実施されていることから、議請第15号については、不採択とすることが適当であると考え。なお、生活困窮世帯の子供たちへの教育や特別支援学校の過密対策など、更なる対策や取組が必

要であると考えられるため、執行部においては、引き続き必要な措置を講ずるよう申し添える。

前原委員

議請第15号に対して、紹介議員の立場から採択を求め発言をする。請願の趣旨は、教育予算の増額、35人以下学級の実現、教職員の増員、教育費の父母負担の軽減、特別支援学校の計画的な増設の5項目である。いずれも子供たちが生きる力を付け、学ぶ楽しさを味わえるように教育条件の整備を求める。現場の先生は次のように語っている。子供が減少している中、先生は激務で教育現場がブラック化している。先生が足りなくて教育に穴が開く。35人以下学級にして学級数が増えれば先生の数も増えるし、子供たちにもゆきとどいた教育ができる。こういう現場の先生の声を聞いている。1990年前後から、不登校の増加、いじめの問題など学校の抱える課題が増え、貧困と格差が広がる中で子育てへの不安や困難が深まり、保護者が抱える問題も複雑化している。さらに、全国学力テストや研修の増大、土曜授業、教員免許更新制、人事評価、学校評価など多くの施策が学校現場に押し付けられて、教職員の多忙化に拍車をかけている。「先生遊んで。先生話を聞いて」という声に応じる余裕もなく、授業準備の時間が足りない、心のゆとりがないと嘆いている。この現場の苦しみを解消させるべきである。教育費の保護者負担も深刻である。給食費や教材費、中学校では部活動の費用も加わりお金がかかるため、やりたい部活動を断念する子もいる。また、第5項の特別支援学校の増設について、共産党の金子議員の質問に対する「草加かがやき特別支援学校の児童・生徒数の増について予測がつかない」との答弁に、県の特別支援学校に対する熱意が足りないと感じた。新設するには、場所の検討、建物の建設と一定の時間がかかるとの答弁があった。だからこそ県はスピード感を持って取り掛かるべきである。そのことを後押しするためにも、この請願を採択すべきである。この「ゆきとどいた教育をすすめるための請願」は、毎年取り組まれており、今回は49,081名に7,576名が追加され、合計56,657名の願いが提出された。未来を担う子供たちの成長・発達を支える教育を充実させるために県による独自の教育施策への予算措置と計画的な施策の実行を求めた本請願は、採択することが適当であると考えられる。

【請願に係る意見（議請第20号）】

清水委員

議請第20号第1項「県内の高等学校が演劇鑑賞教室を開催出来るように支援をしていただきたい」について、採択を求める立場から発言する。文化庁による「文化芸術による子供の育成事業」は、小中学校等において、質の高い演劇等の実演芸術を鑑賞し体験する機会を確保することにより、子供たちの想像力、思考力、コミュニケーション能力や豊かな創造力を養うことを趣旨として実施している。他方、高等学校では、生徒の「生きる力」の育成や、思考力・判断力・表現力等の育成が、学習指導要領で求められており、これらは小中学校における演劇等の実演芸術の鑑賞・体験の趣旨と合致している。しかし、高校生の年代では、学校の授業や部活動、塾通いなどで芸術文化に触れる時間を確保できる生徒は少ないものと思う。そのためにも、高等学校の授業や学校行事の時間において、演劇鑑賞教室など実演芸術に触れる機会を確保すべきであり、議請第20号については採択することが適当であると考えられる。

前原委員

議請第20号第1項について採択を求める立場から発言する。私は昨日、「埼玉伝統芸能フェスティバル～伝えたい埼玉の神楽と車人形～」を観劇した。生の舞台は大変素晴らしく、オープニングの坂戸市の塚越ばやしの後、知事は挨拶の冒頭で、舞台の感動に浸っている人達の前で、挨拶の言葉が出ないと語っておられた。このフェスティバルの第1回目は400席の会場で行われたが、今では1,300席の埼玉会館を満席にして行われている。これは、関係者の熱意はもとより、それを支援する県の姿勢があるからだと思う。この請願は、この感動の機会を高校生にも体験させることを願ったものであると思う。青少年期に演劇を鑑賞することは、教育の目的である人格の形成をより豊かにする。是非、多くの感動が県内に広がるよう、そして、請願者の求める形で授業の中でこの感動が広がっていくことを願って、採択することが適当であると考えている。